第五条第一項第一号中ウをソとし、ヰをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ　指定紛争解決機関

ナ　為替取引分析業を行う者

第五条第一項第一号中ノを削り、オをラとし、同号ク中「第十九条第一項第七号イ」を「第二十条第一項第九号ホ」に改め、同号クを同号ムとし、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査に関すること（第二号に掲げるものを除く。）。

六　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。

第五条第一項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

二　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

三　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第五条第二項を次のように改める。

2　前項第一号及び第二号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　前項第四号イからムまでに掲げる者

二　次条第一項第一号ニからワまで、ヨ、タ及びソからヰまでに掲げる者

三　預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、電子債権記録機関、保険契約者保護機構、損害保険料率算出団体及び投資者保護基金

四　金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、取引情報蓄積機関及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関

第五条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、同項第二号、第五号及び第十号に掲げる事務並びに同項第四号リからヲまで、カ、ソ及びネに掲げる者の監督に関する事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号イ、ロ及びヘに掲げる者の監督に関する事務については資産運用・保険監督局の所掌に属するものを、同号チ及びワに掲げる者の監督に関する事務については企画市場局、資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十三号及び第十五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

第一章第一節中第五条を第七条とする。

第四条第一項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限り、検査に関することを除く。）。

第四条第一項中第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

第四条第一項第十二号中「取扱有価証券」の下に「（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）」を加え、「限る」を「限り、検査に関することを除く」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二　準備預金制度に関すること。

十三　金融機関の金利の調整に関すること。

十四　自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関すること。

第四条第一項中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、同項第二十号中「公認会計士法」の下に「（昭和二十三年法律第百三号）」を加え、「第十七条第一項第七号」を「第十八条第一項第七号」に改め、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八　株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

十九　事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十　金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。

第四条第二項中「監督局」を「他」に、「同項第七号」を「同項第五号から第八号まで及び第十号」に、「他」を「銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会」に、「同項第九号から第十五号まで」を「同項第十一号」に、「総合政策局及び証券取引等監視委員会」を「銀行・証券監督局」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「同項第二十号」を「同項第十七号」に改め、同条を第六条とし、第三条を削る。

第二条中「総合政策局　企画市場局　監督局」を「銀行・証券監督局　資産運用・保険監督局」に改め、同条を第五条とし、第一条の次に次の三条及び節名を加える。

（次長）

第二条　金融庁に、次長一人を置く。

（監督総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官）

第三条　金融庁に、監督総括審議官一人、政策立案総括審議官一人及び審議官七人を置く。

2　監督総括審議官は、命を受けて、金融庁設置法（平成十年法律第百三十号。以下「法」という。）第四条第一項第三号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3　政策立案総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4　審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（公文書監理官及び参事官）

第四条　金融庁に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官三人を置く。

2　公文書監理官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3　参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二節　局の設置等

第十二条を削る。